

住用地区
学校統合実施計画

奄美市教育委員会

目次

はじめに	-----1
1 対象校・計画期間・就学区域等について	-----2
(1) 対象校	
(2) 新校の位置	
(3) 計画期間	
(4) 就学区域	
2 統合準備委員会及び統合準備専門部会の設置	-----3
(1) 統合準備委員会	
(2) 統合準備専門部会	
3 スケジュール	-----4
4 統合にあたって配慮すべき事項	-----5
(1) 安全・安心な教育環境整備について	
(2) 児童生徒や保護者への配慮について	
(3) 地域との関係性について	
(4) 教職員について	
(5) 学校の統廃合に伴う既存施設の利活用について	

はじめに

この「実施計画」は「住用町内学校の在り方検討委員会」で示された答申を踏まえ、今後の望ましい住用地区学校の在り方について、具体的な取り組み内容を定めるものです。

実施計画の作成にあたっては、「子どもたちの教育にとってより良い教育環境を充実させること」を念頭に作成しました。

学校は、児童が一日の大半を過ごす学習・生活の場であると同時に、地域の人々にとっても生涯にわたる学習、文化、スポーツなどの活動の場でもあります。子どもたちの可能性を引き出す新しい学校づくりは、学校と地域社会が連携し、協働による学校づくりが大切と考えています。

本市の教育は「地域(シマ)に根ざしたふるさと教育～あまみの子どもたちを光に～」の教育理念のもと、「地域(シマ)で教え 地域(シマ)に学ぶ 学びの循環」を基本目標に掲げています。

その実現に向け、グローバル化社会を生き抜く子どもたちにとって望ましい教育環境を計画的に、かつ早急に整備していき、これから必要とされる『考える力』(思考力・判断力・行動力に結びつく)を備えることにより、今後の社会を生き抜くための力の育成に努め、子どもたちの学びを広げていきます。

実施計画の要点

- (1) 将来的財政状況を踏まえ、現在ある施設を有効活用します。
- (2) 円滑な学校統合を推進するため、学校関係者、保護者、地域の代表者を含めた「住用地区学校統合準備委員会」を設置し、必要な事項を協議します。

1 対象校・新校の位置・計画期間・就学区域等について

(1)対象校

この実施計画が定める統合校は、住用小学校、住用中学校、東城小中学校、市小中学校とします。

(2)新校の位置

統合後の学校位置は、東城小中学校とします。

(3)計画期間

計画期間は、令和 8 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日とします。

(4)就学区域

就学区域は、住用地区全域とします。

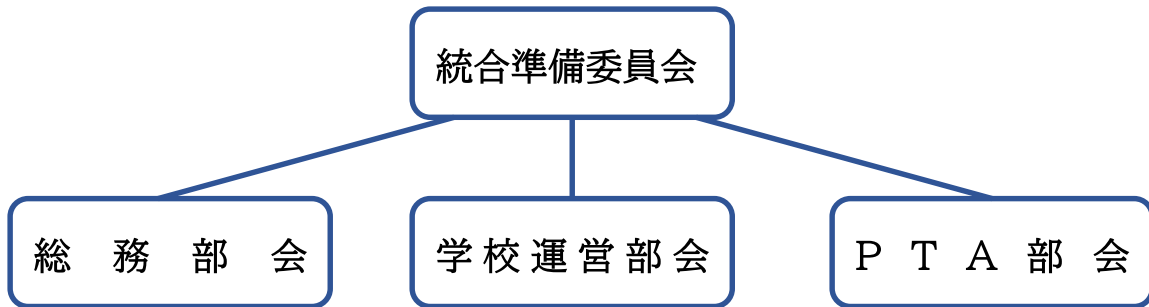
市、戸玉、山間、役勝、西仲間、神屋、石原、見里、東仲間、川内、摺勝、城、和瀬



2 学校統合準備委員会及び統合準備専門部会の設置

1 組織及び委員

- (1) 学校統合を進めるにあたり統合準備委員会(以下「委員会」という。)を設置する。
- (2) 委員会には、検討項目ごとに3部会を設置する。

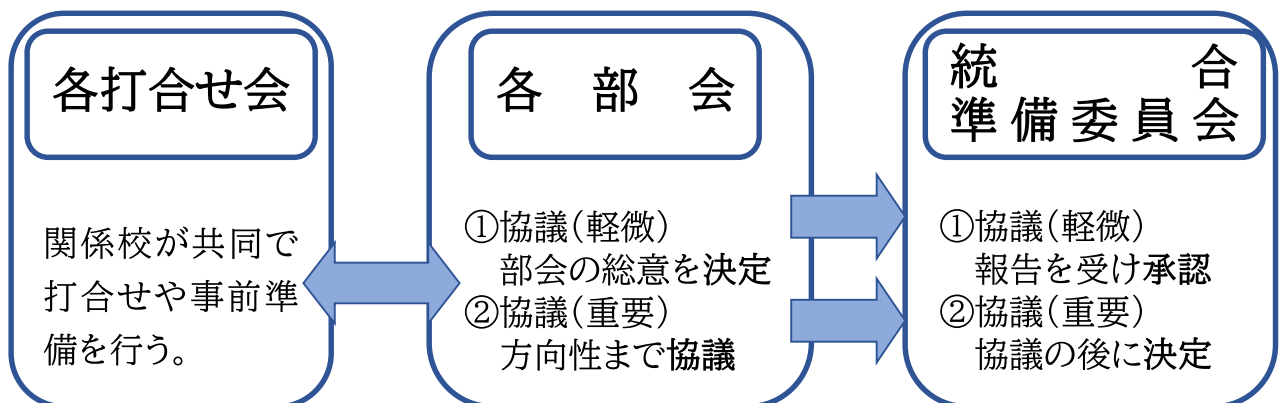


- (3) 委員会の委員(部会の委員を兼ねる。)の任期は、委員会の所掌事務が完了するまでとする。
- (4) 統合準備委員会及び各部会においては、委員以外の関係者を招集し意見の聴き取りなどを実施する場合がある。

2 運営及び調整

- (1) 委員会は委員長が招集し、会務を総括する。
- (2) 委員会の事務局は、教育委員会(住用地域教育課)に置く。
- (3) 委員会の会議の内容は、教育委員会がまとめ、保護者や地域に周知する。
- (4) 各部会の開催の決定及び会議の運営等は、部長が行うものとする。

3 合意形成の手順



4 委員会の開催予定

- (1) 統合準備委員会は、2、3か月に1回程度開催する。
- (2) 3部会は、委員会の日程を勘案しながら適宜開催する。

3 スケジュール

項目		年・月		令和8年							令和9年		
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
学校統合準備委員会			●第1回 5月11日		●第2回 7月3日		●第3回 9月4日		●第4回 11月4日			●第5回 2月26日	
総務部会	学校名・校歌・校旗		校名・校章検討, 決定 ■公募	■決定	■依頼	校歌歌詞・曲選定方法の依頼, 決定							■決定
	教材備品等の移転計画 ・移転計画, 備品確認 ・学校図書								移管文書・備品等精査		移転作業		
	通学体制等 ・通学方法, 通学路等			・徒歩通学・スクールバス通学の範囲検討・決定 ・スクールバスの運行方法(直営or業務委託)									
	その他 ・学校施設の調査 ・保存資料 ・既存施設の利活用		学校施設の調査(普通教室・各特別教室・体育館・運動場等)								保存資料の精査・移管作業	既存施設の利活用(関係課調整)	
学校運営部会	教育目標・校則等 ・学校教育目標 ・校則		学校教育目標・学校経営方針・校則等の検討										
	教育課程・学校行事等 ・教育課程編成・時間割 ・年間計画, 学校行事計画 ・児童会, 生徒会 ・交流活動		・教育課程編成, 時間割, 年間計画, 学校行事計画の検討 ・児童会, 生徒会に関すること										
P T A 部会	P T A 活動 ・P T A 組織編制 ・規約の制定 ・P T A 財産の引継ぎ		再編成方法等の検討・規約の決定・旧学校P T A 財産の引継ぎ・新学校予算・事業計画										

◆その他スケジュールには入れてませんが、住民説明会日程、学校統合だよりの発刊、教育委員会行政組織への説明・報告

4 統合にあたって配慮すべき事項

(1)安全・安心な教育環境整備について

ア 学校施設の老朽化が課題となっており、教育環境向上と老朽化対策を一体的に整備します。

イ 学校施設は、子どもたちが一日の大半を過ごす学習・生活の場であることから、様々な災害を想定し、学校・家庭・地域が連携した見守り体制を構築します。

(2)児童生徒や保護者への配慮について

ア 学校再編に伴い通学区域が広範囲となり、児童生徒や保護者への負担が大きくなることから、スクールバス等の通学手段を確保します。

イ 学校統合に伴い、学校間の合同学習や交流活動の機会を設けるなどし、児童生徒に生じる負担軽減を図ります。

(3)地域との関係性について

ア 地域資源や地域行事を通じて郷土理解を深めるため、地域と一体となった学校づくりを進めます。これは再編後の新しい学校に限らず、再編前の学校周辺地域との連携・交流についても進めます。

(4)教職員について

ア 多様な校務に対応できるよう、再編統合後においても、働きやすく充実した指導が可能な組織体制を構築します。

(5)学校の統廃合に伴う既存施設の利活用について

ア 学校統合後の校舎を利活用するなど、地域の将来像を踏まえた新たな拠点づくりを進めます。